

令和4年度 イノベティブ産業集積促進事業補助金

1 イノベティブ産業とは？

市場の成長性や持続性が期待される成長ものづくり分野である自動車、航空宇宙、医療福祉に関する分野を指します。八戸市では、成長ものづくり分野の八戸圏域への集積を高め、圏域全体の経済成長のエンジンとなるよう支援します。

2 補助対象者

八戸圏域連携中枢都市圏内（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）において、イノベティブ産業関連の事業に取り組もうとする企業。
なお、大企業・中小企業は問いません。

3 補助対象事業

対象事業	対象経費	補助率	補助上限額
拠点開設事業	入居施設に係る賃料及び共益費	1/2	210万円
認証取得事業	国際認証取得に係る経費 （申請料、審査料、認証料、委託に要する経費等）	1/2	200万円
展示会出展事業	展示会等への出展に係る経費	1/2	20万円
試作開発事業	原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、その他必要な経費	1/2	200万円

4 申請受付期間

令和4年12月28日（水）まで

※予算に限りがありますので、申請補助金額の総額が予算に達した時点で終了いたします。

5 お問い合わせ先

八戸市 商工労働観光部 産業労政課

TEL：0178-43-9048（直通）

FAX：0178-43-2256

E-mail：sangyo@city.hachinohe.aomori.jp